産廃第818-3号 令和3年11月1日

- 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
- 一般社団法人埼玉県建設業協会
- 一般社団法人埼玉県鳶・土木工業会 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 埼玉県行政書士会

埼玉県塗装業協同組合

御中

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 堀口 浩二 (公印省略)

石綿含有産業廃棄物の取扱いについて (通知)

本県の環境行政の推進について、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、環境省は、令和3年3月に「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定し、それまで石綿含有仕上塗材について、施工当時に吹付け工法により施工されたものが廃棄物になったものは廃石綿等に、吹付け以外の工法により施工されたものは石綿含有産業廃棄物に該当するとしてきたものを、工法を問わず石綿含有産業廃棄物として取り扱うこととしました。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当する可能性があるとしました。

これを受けて、本県では、石綿含有産業廃棄物は「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず」、「がれき類」に該当するとしていましたが、令和3年11月1日から、石綿含有産業廃棄物に「汚泥」を追加することとしましたのでお知らせします。

産業廃棄物排出事業者は、許可を有する業者へ処理委託をしてください。

また、産業廃棄物処理業者は、本通知に係る手続及び許可証の書換え手続等について、下記の県産業廃棄物指導課のホームページを御確認頂くか、下記担当へお問い合わせください。

県産業廃棄物指導課ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/ishiwata-odei.html



お問合せ先

- ・産業廃棄物に係る指導について監視・指導・撤去担当 TEL:048-830-3135
- ・産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)及び中間処分業許可について 審査担当 TEL:048-830-3133
- ・産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)許可について 収集運搬業担当 TEL:048-830-3026



石綿含有仕上塗材が産業廃棄物と なる場合の取扱いについて

埼玉県マスコット コバトン

石綿含有産業廃棄物に該当します

- これまで、吹付け施工された石綿含有仕上塗材が除去工事等により産業廃棄物となった場合、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」とされていました。
- 国のマニュアル改定により産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」として取り扱うことになりました。

石綿含有産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合があります

- 泥状であれば石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当します。
- 固形であれば、主に石綿含有産業廃棄物のがれき類などに該当します。

許可を有する業者へ処理委託してください

- 県の産業廃棄物処理業許可業者は、石綿含有 産業廃棄物の汚泥を取り扱う場合は、許可証の 書換え等の必要な手続を行ってください。
- 排出事業者は、許可を有する業者へ処理委託 をしてください。
- * 当分の間、廃石綿等に準じて特別管理産業廃 棄物とみなして処理委託することも可能とします。

埼玉県マスコット コバトン

↓↓お問合せはこちら↓↓

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

- 監視・指導・撤去担当 048-830-3135 (産業廃棄物に係る指導について)
- 〇 審査担当 048-830-3133 (産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)及び 産業廃棄物中間処分業許可について)
- 産業廃業物中间処分業計可について) 〇 収集運搬業担当 048-830-3026 (産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)許可について)

